

「青森市障害者計画」策定概要

1 障害者計画の策定根拠と位置づけ

- ・障害者基本法第 11 条第 3 項に基づき、市町村が定める障害者のための施策に関する基本的な計画である。
- ・青森市新総合計画前期基本計画の「分野別計画」とする。

2 障害者計画策定に当たって

- ・障害者計画は、障害者が年々増加していることや、障害者に関する法改正や新たな法整備など、障害者の現状を取り巻く様々な課題がある中で、障害者が自分らしく、安心して自立した生活を送り、さまざまな人との交流などを通じて共生して暮らすことができるよう、相談支援体制の充実や各種の施策・福祉サービスを安全・安心・快適に利用できる環境づくりに取り組むとともに、ニーズに応じたきめ細かなサービスの提供を図りながら、総合的かつ効果的に障害者施策を推進する内容とする。
- ・「青森市新総合計画前期基本計画」との整合性を図るとともに、今年度策定される「国の障害者基本計画」、「県の障害者計画」を踏まえた内容とする。
- ・また、法改正や新たな法整備への対応として、児童福祉法及び障害者自立支援法の改正による障害児支援を盛り込むほか、障害者虐待防止法の施行による障害者虐待に対する体制の整備、地域主権一括法の施行による障害福祉サービス事業所への指導監査などの内容を盛り込む予定である。

3. 策定体制

- ・青森市健康福祉審議会の「障害者専門分科会」の委員（7名）のほか、臨時委員として 4 名を追加する。

4. 市民からの意見聴取

- ・障害者の現状を把握するためアンケート調査を実施し、計画策定の基礎資料とする。
- ・計画素案が決定した段階で、パブリックコメントを実施する。